

鳴門市下水道マンホール蓋デザイン使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の下水道マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高めることを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 デザイン及び配色は、別図のとおりとする。

(使用承認の申請等)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ鳴門市下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本市が使用する場合
- (2) 官公署が公共の目的で使用する場合
- (3) 教育機関が教育の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (5) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用する場合
- (6) その他市長が適当と認めた場合

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査してその適否を決定し、鳴門市下水道マンホール蓋デザイン使用承認通知書（様式第2号）又は鳴門市下水道マンホール蓋デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、当該申請にかかるデザインの使用が次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 本市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号の暴力団員をいう。）の利益になるおそれがある場合
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合

- (6) デザインを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあると認められる場合
- (7) 申請内容に虚偽があると認められる場合
- (8) その他市長が不相当と認めた場合

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更の申請)

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、鳴門市下水道マンホール蓋デザイン使用変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査してその適否を決定し、鳴門市下水道マンホール蓋デザイン使用変更承認通知書（様式第5号）又は鳴門市下水道マンホール蓋デザイン使用変更不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(使用の報告)

第6条 デザインを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）

は、完成後、速やかに市長へその提出を行うこと。ただし、使用物件の完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

2 前項の規定は、前条第2項の規定により変更の承認を受けて使用物件を完成させた場合にも適用する。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) デザインを使用するにあたって、意匠法（昭和34年法律第125号）及び商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づく新たな権利の設定をしないこと。

(承認の取消し)

第9条 市長は、デザインの使用がこの要綱又は承認の内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消し、使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。

2 前項の規定による承認の取消しは、鳴門市下水道マンホール蓋デザイン使用承認取消

通知書（様式第7号）をもって行うものとする。

（事故、苦情の処理）

第10条 デザインの使用に際し、使用物件に関する事故、苦情等が発生した場合における一切の責任は、使用者に帰するものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

2 前項の処理に関して、本市が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求できるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

別図（第2条関係）

1 鳴門市下水道マンホール蓋（汚水・カラー）



2 鳴門市下水道マンホール蓋（汚水・モノクロ）



3 鳴門市下水道マンホール蓋（雨水・モノクロ）

